人事異動

内　閣

○文部科学大臣臨時代理解職
　国務大臣　小宮山洋子
文部科学大臣平野博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月八日）
（釧路家庭裁判所判事補兼釧路簡易裁判所判事に兼ねて任命する（七月九日）　齊藤　敦）

金融庁

（総務省情報流通行政局付）総務事務官　藤田清太郎
内閣府事務官に任命する
総務企画局参事官を命ずる（七月九日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　杉原　隆之
外務省に出向させる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月九日）

最高裁判所

名古屋地方裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事　廣瀬　達人
鹿児島家庭裁判所判事補に補する
兼ね鹿児島家庭裁判所鹿屋支部勤務を命ずる
兼ね鹿児島地方裁判所鹿屋支部勤務補に補する
鹿児島地方裁判所鹿屋支部勤務を命ずる
鹿屋簡易裁判所判事に補する（七月五日）
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　浅川　啓
津地方裁判所判事補に補する
兼ねて津家庭裁判所判事補に補する
津簡易裁判所判事に補する
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・室蘭簡易裁判所判事　小津　亮太
京都地方裁判所判事補に補する
兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する
京都簡易裁判所判事に補する（以上七月六日）

○定年退官
簡易裁判所判事永瀬進は七月四日限り定年退官

官庁発表

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する者吉田亮の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年７月11日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年７月20日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区芝五丁目33番８号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に滋賀県湖南市小砂町２番地１三菱自動車工業株式会社パワートレイン製作所滋賀工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年７月11日

大津地方法務局甲賀支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年７月11日　　東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁立川支部　平成24年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年７月11日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　平成22年７月30日頃から平成23年６月８日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　渡邉由朋が種々の貸金業者名（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４の⑴を参照）で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑷を参照）。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者名
　エース、エーワン、エイト
⑵　検察官が既に把握している電話番号（番号順）
　080―1358―8145、080―2561―8292、090―5494―1391、090―7262―6009、090―7807―2543、090―7870―2543
⑶　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行等口座（五十音順）
・多摩信用金庫調布支店　山下量平名義　口座番号2366023
・西日本シティ銀行豊前支店　池田秀人名義　口座番号0747369
・西日本シティ銀行中津支店　末永照明名義　口座番号0913393
・福岡銀行豊前支店　池田秀人名義　口座番号1513154
・福岡銀行中津支店　末永照明名義　口座番号1451951
・みずほ銀行十三支店　齊藤寿勝名義　口座番号1989730
・三井住友銀行浦和支店　大竹翔太名義　口座番号5992594
・三井住友銀行太田支店　平松克也名義　口座番号4045912
・三井住友銀行太田支店　三木克則名義　口座番号4030913